

不祥事を起した会員に対する日本経団連としての対応および措置

2006年5月8日改定

(1) 本憲章に反するような事態が発生した際の日本経団連としての措置の決定手順

- ① 本憲章に反するような事態が発生した場合、会員は、速やかに日本経団連にその内容等について報告を行う。その際、日本経団連の会員資格、役員、委員長等についても適宜、自己の判断で申し出ることが望ましい。
- ② 日本経団連は、必要に応じ、定款13条委員会^(注)を設け、委員会は上記を参考にして、あるいは同委員会の判断で、会員から事情を聴取し、日本経団連としての対応および措置を会長に具申する。

注：定款13条委員会

不祥事を起こした会員への日本経団連の対応および措置を検討する委員会。委員は会長、副会長および会長が指名する者。委員長は、企業行動委員会を担当する副会長。

- ③ 日本経団連は、会員からの申し出や定款13条委員会の具申等を参考に、対応および措置を決定する。

日本経団連定款(抜粋)

第12条 会員が退会を希望するときは、別に定める手続きにより届出を(退会) なし、退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (2) 会費を引続き2年度にわたり納入しないとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し又は失踪宣言を受けたとき。

第13条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において会員総数の(除名) 3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に予め通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(2) 措置の内容

措置の内容は、次のとおり。

措 置	会員資格	役 職	委員会への参加	総会への参加
嚴重注意	○	○	○	○
役職の退任	○	×	○	○
会員としての活動自粛	○	○ (自粛期間中は活動停止)	×	○ (自粛期間中)
会員資格停止	×	×	×	×
	(停止期間中)		(停止期間中)	(停止期間中)
退 会 (注)	×	×	×	×
除 名	×	×	×	×

注：日本経団連は、会員からの退会措置の申し出を認めるほか、会員に対し退会を勧告することができる。

(3) 不祥事を起した会員への要請

① 再発防止のための企業行動改善報告の提出

不祥事を起した会員に対しては、企業行動の改善策とその実施状況を日本経団連に報告するよう要請する。

② 日本経団連の企業と社会の関係に関わる会合等への出席

不祥事を起した企業に対しては、企業と社会の関係に関わる会合^(注)等、日本経団連会長が指定する会合に参加するよう要請する。

注：企業行動委員会、社会貢献推進委員会、1%クラブ、海外事業活動関連協議会(C B C C)等が主催する会合やセミナー。

(4) 回復措置

事態の改善がみられると判断された場合には、措置を終了する。

(5) 退会・除名後の再入会

措置により非会員となった法人からの再入会申請は、次の期間受理しない。

- ① 退会した法人： 2年間
- ② 除名された法人： 5年間

以 上